

令和8年 No.1

○東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

投稿者の資格の見直し及び紀要の発行の考え方を整理したことに伴い、所要の改正を行うものである。

○東京学芸大学論叢出版規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

投稿者の資格の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年1月14日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学紀要出版規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年1月15日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規程第1号

東京学芸大学紀要出版規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学紀要出版規程（昭和41年規程第2号）
- (2) 東京学芸大学論叢出版規程（令和5年規程第18号）

東京学芸大学紀要出版規程の一部改正について

改正理由：投稿者の資格の見直し及び紀要の発行の考え方を整理したことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （発行） 第2条 紀要は、各学系、教職大学院及び機構（大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構をいう。以下「学系等」という。）において、<u>原則として年1回</u>発行するものとする。 （投稿） 第3条 学系等の専任教員は、<u>所属する学系等の紀要に投稿するものとする</u>。他の学系等の紀要に投稿を希望するときは、当該学系等に置く教育実践研究推進本部紀要編集会議（以下「<u>編集会議</u>」という。）に届け出るものとする。 2 外国人教師、<u>特任教員（I種）</u>、名誉教授、客員教授、客員准教授、<u>個人研究員</u>及び附属学校の専任教員は、希望する学系等の紀要に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する学系等に<u>所属する専任教員の紹介を経て</u>、当該学系等に置く<u>編集会議</u>の承認を得なければならない。 3 <u>前各項に定める者のほか、編集会議が認める者は、当該学系等の紀要に投稿することができる。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は、令和8年1月15日から施行する。	〔省略〕 （発行） 第2条 紀要は、各学系、教職大学院及び機構（大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構をいう。）<u>（以下「学系等」という。）</u>において、<u>自主的に</u>発行するものとする。 （投稿） 第3条 学系等の専任教員は、<u>所属学系等の紀要に投稿するものとする</u>。他の学系等の紀要に投稿を希望するときは、当該学系等に置く教育実践研究推進本部紀要編集会議（以下「<u>紀要編集会議</u>」という。）に届け出るものとする。 2 外国人教師、<u>特任教員</u>、名誉教授、客員教授、客員准教授及び附属学校の専任教員は、希望する学系等の紀要に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する学系等に<u>属する専任教員の紹介を経て</u>、当該学系等に置く<u>紀要編集会議</u>の承認を得なければならない。 3 <u>退職者（前項に規定する者を除き、学系等の専任教員であった者で、退職後1年以内の者）は、投稿を希望する学系等に置く紀要編集会議が特に認める場合に限り、教育実践研究推進本部の承認を得て、希望する学系等の紀要に投稿することができる。</u> 〔省略〕

東京学芸大学論叢出版規程の一部改正について

改正理由：投稿者の資格の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (投稿) 第3条 論叢は、本学の各学系、教職大学院及び機構（<u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構をいう。以下「学系等」という。</u>）の専任教員、外国人教師、<u>特任教員（I種）、個人研究員及び附属学校の専任教員</u>の論文を掲載する。 2 <u>論叢には、本学の名誉教授、客員教授、客員准教授及び教育実践研究推進本部論叢編集会議（以下「編集会議」という。）が認める者の論文も掲載することができる。</u> 3 <u>前各項の投稿原稿は、未発表のものに限る。</u> (掲載の審査等) 第4条 投稿原稿の掲載は、本学以外の機関に所属する研究者である査読者（以下「学外の査読者」という。）の審査に基づき、<u>編集会議</u>が決定する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年1月15日から施行する。</u>	〔省略〕 (投稿) 第3条 論叢は、本学の各学系、教職大学院、<u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構</u>の専任教員、<u>特任教員、特命教員及び専門研究員</u>の論文を掲載する。<u>ただし、未発表のものに限る。</u> (掲載の審査等) 第4条 投稿原稿の掲載は、本学以外の機関に所属する研究者である査読者（以下「学外の査読者」という。）の審査に基づき、<u>論叢編集会議（以下「編集会議」という。）</u>が決定する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕